

高等教育の質及び水準保証のための 実施規範

第2編

共同教育プログラム及び eラーニング等の柔軟型・分散型学習

2004年9月改訂

Code of practice for the assurance of academic quality and
standards in higher education

Section 2: Collaborative provision and flexible and distributed
learning (including e-learning) - September 2004

* * * 目 次 * * *

まえがき	1
序文	3
パートA：高等教育学位の取得につながる共同教育プログラム及び柔軟型・分散型 学習プログラムに関する学位授与機関の責任	9
学術的水準に対する責任及びその同等性	9
方針、手続、情報	10
協力団体または代理人の選択	12
協力団体または代理人との書面による協定書	13
プログラム及び高等教育学位の水準・質の保証	14
成績評価に関する要件	17
学外審査	18
修了証書及び成績証明書	20
学生への情報提供	21
広告及びマーケティング	22
パートB：柔軟型・分散型学習特有の問題	23
序文	23
eラーニング	23
プログラムの実施	23
学習支援	26
学生の評価	28
付録1：指針一覧	31
パートA	31
パートB	36
付録2：用語解説	39
付録3：実施規範第2編 作業部会メンバー	42

* * * 1 ページ * * *

高等教育の質及び水準保証のための実施規範—共同教育プログラム及びeラーニング等の柔軟型・分散型学習 訳注1

まえがき

1. 本編は共同教育プログラムに関する実施規範の第2版であり、「遠隔教育の質保証のための指針 (Guidelines on the quality assurance of distance learning)」の改正を盛り込んだものである。また、高等教育質保証機構 (QAA) の会員である高等教育機関への指針として作成された「高等教育の質及び水準保証のための実施規範 (Code of practice for the assurance of academic quality and standards in higher education) 用語解説 訳注2」のひとつである。
2. 元々、実施規範及びこれを構成する全10編は、英国高等教育制度検討委員会 (National Committee of Inquiry into Higher Education) とそのスコットランド委員会 (Scottish Committee) が作成した報告書 (「デアリング報告書」及び「ガリック報告書」) を受け、QAAが1998年から2001年の間に作成したものである。実施規範は英国高等教育の質保証 (quality assurance 用語解説) に関する国家的取組を支援するとともに、高等教育の質や水準の管理に関連する問題を取り上げ、制度全体に及ぶ包括的な原則 (「指針」(precepts)) を示している。各高等教育機関が教育プログラム (programme (of study) 用語解説) や学位・資格の質・水準を意識的、積極的、かつ体系的に確保していく上で、これらは権威ある規準となっている。
3. 実施規範では、各高等教育機関が英国で広く受け入れられている原則や事例を考慮しつつ、質及び基準、ならびに質保証体制の実効性に関する独立した検証システムを各自が整備していることを想定している。なお、実施規範の作成にあたっては、専門家の助

訳注1 本編では'flexible and distributed learning'を「柔軟型・分散型学習」と訳した。これは、教育の提供主体や教学方法・評価方法の柔軟的または分散的な性質を具備した学習方式を指すが、必ずしも柔軟的・分散的両方の性質が包含されるものではなく、一方が具備されたものも本用語の範疇に含まれると考えられる。よって柔軟かつ (または) 分散的な性質という意味を含ませるため、「柔軟型・分散型」と表現した。

訳注2 文中に用語解説とあるものは、付録2 (39～41 ページ) に解説があるものを指す。

言を幅広く集めた。

4. 実施規範には、2001年の「特別な教育ニーズと障害法」(Special Educational Needs and Disability Act 2001)等の関係法令に対する高等教育機関の法律上の義務については言及していないが、各機関が法的義務を果たすことを最優先事項としていることが前提となっている。しかしながら、実施規範の一部が法令または同等の義務に関連している場合は、両者の適合性が図られている。
5. QAAでは、2001年以降の英国高等教育界での様々な変化を踏まえ、実施規範の各編の改訂に着手することとなった。改訂にあたっては、各編の構成の見直し、特に、当初の「指針と指導」(precepts and guidance)という形式を「指針と解説」(precepts and explanation)に改めることにした。この方法により、当該指針が重要性について明確な解説が可能となり、実施規範が「チェックリスト」のような扱いにならないよう配慮した。これは、規制改善特別委員会(Better Regulation Task Force)が2003年11月に発表した「高等教育の負担軽減に関する報告書」(Higher Education: Easing the Burden)における第4の提言(パート4)を実現するために行われたものである。

*** * * 2 ページ * * ***

6. したがって、実施規範の改訂部分は指針と解説という形式で構成され、高等教育界が質及び水準を保証する上で重要であると位置付ける原則の主要事項を指針として示した。よって個々の機関は、独自のニーズや伝統・文化、意思決定の仕組みに配慮しつつ、自らの管理運営プロセスを通じて、これらの事項に対する効果的な取組を行っていることを示さなければならない。なお、指針に付随する解説では、その指針の重要性が説明されている。
7. 実施規範は、高等教育界が認める優れた取組を紹介するものである。したがってQAAにとっては、各機関が方針を策定・運用する際に実施規範及びその指針をどの程度考慮しているのかを評価する上で、実施規範は有用な資料となる。
8. また、各機関が自身のニーズや各専門分野の特徴に応じて方針を策定・調整する上で、指針に付随する解説は有用な情報でなる。ただしこの解説は、QAAが評価を実施する際の評価基準ではないことを強調しておく必要がある。

9. 各学部・学科の教員においては、実施規範の各編の詳細まで認識しておく必要はないものの、関連する機関全体の方針や、各自の職責に特に関連がある項目については理解しておくことが期待される。
10. 利用者の参考資料として、解説部分を除いた指針のみの一覧を付録として掲載している。
11. 本編の初版及び「遠隔教育の質確保のための指針」は1999年に作成された。初版を利用してきた高等教育機関の経験や事例を参考とするため、第2版の作成にあたっては各機関のスタッフと協議を行った。

* * * 3 ページ * * *

序 文

12. 本編は、英国高等教育機関が行う共同教育プログラムの管理のための優れた実施規範を提供するものである。また、協力団体（partner^{用語解説}）との共同によるプログラムであるかどうかに関わらず、柔軟的かつ（または）分散的な方式により提供、支援、評価される学習形態の管理に関する優れた実施規範でもある。柔軟型・分散型学習の多くは、情報通信技術（ICT）を通じて提供されていることから、本編において「eラーニング」とは、ICTを通じた学習形態を指すものとする。

用語の定義

13. 本編において、**共同教育プログラム**とは、学位授与機関（awarding institution^{用語解説}）と協力団体との共同により提供、支援、評価される学位（award^{用語解説}）または単位を取得できる教育プログラムを意味する（39 ページ参照）。**柔軟型・分散型学習**とは、学位授与権機関における学位または単位の取得が可能な教育プログラムのことで、基本的には、学生が特定の時間や場所での授業に出席せずに履修できる方法で提供、支援、評価されるものを指す。この定義の詳細については、第 22～26 節で述べられている。

14. 上記の「高等教育学位につながる単位を取得できる」という定義に対し、「本規範を適用するにあたって、どの程度の単位が取得できる課程であることが必要か」という質問があった。しかしこれは、各機関が実施規範に照らして各自で検討すべきものであり、特定の答えが存在するわけではない。また、実施規範の中で適用範囲を規定するものも特になく、むしろ、実施規範は総じて、各機関が遵守すべき要件を列挙した文書ではなく、関連する分野の優れた取組として広く認められている取組を参照するための資料と見なすべきである。重要な点は、各機関が各指針の解説を念頭に置きながら、その指針を各自の状況に応じて適用すべきか否か、またどのように適用するのか、十分に検討するという点である。同様に、指針を通じて教育の質及び水準の維持・管理の実効性を自己評価できるように指針を利用していくことも重要である。

共同教育プログラムと柔軟型・分散型学習プログラム

15. 本編は2部構成となっており、パートAは、英国高等教育機関が高等教育学位につながる共同教育プログラムを実施する際の責務について取り上げている。なお、指針が柔軟型・分散型プログラムにも適用される場合は、その旨を説明する。

*** * * 4 ページ * * ***

パートBは、柔軟型・分散型プログラム特有の提供、支援、評価における学術的な管理について取り上げており、協力団体の有無は関係ない。本編で共同教育プログラムと柔軟型・分散型プログラムの両方を取り上げているのは、質及び水準の管理という点において両者に共通点が多いためである。実際、柔軟型・分散型プログラムは、「従来型」(traditional)であることが多い共同教育プログラムとの「融合型」(blended、第24節参照)であることが多く見られるため、両者を包括的に検討するのは理に適っている。とはいえ、柔軟型・分散型プログラムに関する指針は、共同教育プログラムとの関連の有無にかかわらず、すべてのプログラムの管理において規準となることが意図されている。

16. 本編は、共同教育プログラムや柔軟型・分散型プログラムが、運営の場所や形態に関わりなく、学位の水準や学生が受ける教育の質に対して偏見を持たれることなく、学習機会の拡大に資するものでなければならないという重要な原則に基づいている。さらに、プログラムの質及び水準を保証するための実施体制として、機関が単一で行う「伝統的」(conventional)な講義スタイルと同様に、厳格かつ信頼でき、注目を受け入れられるものでなければならない。共同教育プログラムや柔軟型・分散型プログラムは複雑でリスクを伴うため、プログラムの質及び水準の保証は、当該機関にとって特に難しい課題となる。そこで本編は、各機関がリスクに効果的に対処し、各自プログラムの質及び学位の水準を十分に確保できるように意図されている。
17. 英国高等教育機関は、国内外の様々な種類の組織と連携協力を図っているが、これらの関係は大抵複雑であり、また時間を掛けて円熟した協力関係であることが多い。長年にわたり信頼関係が築かれた場合、本編に記載されている形式的な部分は不要であると感じられるようになるかもしれない。このような関係の利点は、互いに対する公平さや誠実さである。とはいえ、学位授与という公的な責任がそれらの水準を確実に維持するという義務の上に成り立つものであることを認識することが重要である。したがって、共同教育プログラムにおける他の組織との関係を管理する上で、協力団体との対等な関係という考えに反することがあっても、意識的に正式な手続きを踏むことも重要である。正式な手続きを取ることで、協力団体だけでなく学生も含め、あらゆる関係者を保護することができる。協力関係を築く上で、この理念に基づいて形式的な要素を取り入れることで、相互の信頼は高まるであろう。

成果 対 プロセス

18. パートAは、1999年7月に発表された実施規範の第2編初版の改訂版である。初版発表以降の英国高等教育指標（Academic Infrastructure^{用語解説}）の発展を踏まえて改訂されており、特に、初版での共同教育プログラムの「同等性」（equivalence）に関する規準は、高等教育指標の活用によって大きく変更されている。

* * * 5 ページ * * *

これにより、共同教育プログラムが、提供する教育の質及び学位の水準について、英国全体に要求されるものとの「同等性」を示す方法を模索する必要はもはやなくなった。また、「フランチャイズ方式」（franchise）や「承認方式」（validation）などのプロセスや、「ア krediteーションタイプ」（accreditation）や「アーティキュレーションタイプ」（articulation）といった提携の種類ごとに共同教育プログラムを分類する必要もなくなった。全体的に、改訂版は初版の「プロセス重視」から、より「成果」を重視したものと言えるだろう。したがって、質保証の手续を設ける際に初版を利用していた機関は、基礎の部分は変わらないものの、成果が今まで以上に重視されることで、より柔軟な対応が可能になったことに気づくであろう。

19. とはいえ、同一の学位の取得につながる同等のプログラムが自校で実施されている場合、当該の共同教育プログラムまたは柔軟型・分散型プログラムとの学習機会の「同等性」を検証する機会がないのは惜しい。このような場合、各機関が共同型または柔軟型・分散型プログラムと「自校」のプログラムを比較して、学生が利用できる学習機会を検証することには価値があると言える。例えば、学習資源の適切性を比較する場合、両者が同じ資源を利用できるかどうかは問題となるのではなく、（異なる学習事情や学習環境を考慮した上で）、一方の学生が他方の学生に比べ、与えられる学習機会が著しく不利でないかどうか問われるべきである。不利な状況がある場合は、「プロセス」面での相違が「成果」の同等性に影響を与えている可能性を意味しており、さらに詳しい調査が必要になるであろう。

直列方式

20. 「直列」方式（serial arrangement）とは、学位授与機関が共同教育プログラムの実施に関して協力団体と協定を結び、次いで協力団体がその協定に基づき第三者と連携し、元の学位授与機関の名義で学位を授与することを言う。これまで共同教育プログラムの評

価を行ってきたQAAの経験によれば、直列方式は学位授与機関による教育の質の管理を制限するものであり、パートAの指針による保護が十分に適用できないと考えられる。学位授与機関が学位授与の責任を適切に果たし、リスク管理を行うのであれば、指針A19及びA20に記載されているように、学位取得につながるあらゆるプログラムにおいて、学生の成果を評価するための実効的な関係が構築されている必要がある。このような責任は、協力団体との直接の連携の下であれば容易に果たすことが可能だが、責任範囲が広くなるにしたがって困難になる。直列方式は、学位授与機関が自らの名義で何が行われているのかを把握することを極めて難しくするものである。

*** * * 6 ページ * * ***

学習及び成績評価で使用される言語

21. 一部の学位授与機関では、通常の教育プログラムで使用している言語とは異なる言語、つまり外国語で共同教育プログラムを提供することがある。これにより学生の受入れが幅広くなる一方、教育の質の確保についての重要な課題も生じる。同様に、外国語による成績評価は、学位授与機関の名義で授与される学位の水準を適切に管理する上で、難しい課題を突きつけることになる。要するに、外国語での成績評価を認める機関は、使用する言語すべてに堪能であり、かつ役割を効果的に果たせるよう十分に研修を受けた学外審査員が常に確保できていなければならない。例えば翻訳など、学生の答案やレポートが審査員に渡る前に別の手が入った場合、学生の成果に対して有効で信頼ある評価を行うという点で、さらにリスクが生じることになる。したがって、学位授与機関は、成績評価を受ける答案やレポートが翻訳されることで特定の学生が有利または不利になることのないよう、特に注意しなければならない¹。

柔軟型・分散型学習

22. 本編パートBの大部分は、QAAが1999年に発表した「遠隔教育の質保証のための指針」を引き継いだものである。今回の改訂は、高等教育指標における質及び水準の保証に関して合意されている規準の活用状況を踏まえたものとなっている。また、柔軟型・分散型学習が、遠隔教育またはICTを通じた学習に限るものではないことを認識している。したがって、一般に「遠隔教育」及び「eラーニング」と呼ばれるものは、質及び水準の管理という点で、柔軟型・分散型学習の範囲に含まれる。繰り返しとなるが、改訂版はプロセス重視から成果重視へと移行している。

23. 本書において「柔軟型・分散型学習」とは、以下の特色を持った教学・成績評価方式を指す。

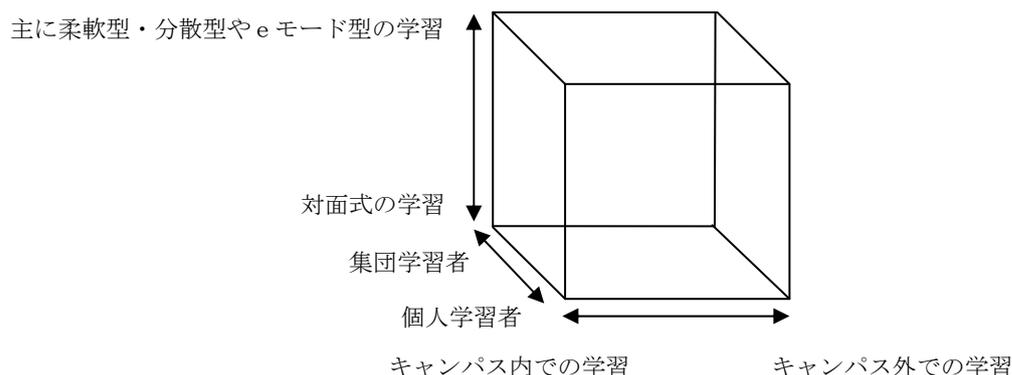
- 地理的に教育プログラムの学位を授与する機関で学習する必要がない。
- 教育プログラムが必ずしも当該の授与機関によって直接提供されるものでない。
- 学生が、当該の授与機関のスタッフに直接支援される必要がない。
- 学生が定期的に他の学生と共に学ぶことがなくても構わない。
- 定期試験について、必ずしも物理的に当該の授与機関で実施する必要がない。

¹ この問題に関して、QAAが発表した、「ウェールズの高等教育機関における授業で使用する言語以外の言語を使用した試験及び評価の効果的実施のための指針」(Guidelines for higher education institutions in Wales for effective practice in examining and assessing in a language other than the language of tuition: www.qaa.ac.uk/public/guidance_assessing_lang.htm) に有益な助言が示されている。

*** * * 7 ページ * * ***

様々な実施形態

24. 現在英国内外で提供されている柔軟型・分散型学習プログラムは多岐にわたっており、様々な教育機会が提供されている。こうした状況の中、プログラムの実施や学習者支援、成績評価の全てが学位授与機関によって直接用意されているものや、「遠隔学習者」が授与機関本体や学生との直接的な接触を一切持たず、当該授与機関以外の組織（プログラム実施者（programme presenter 用語解説））を通じてプログラムを受講し、また別の組織（学習支援組織（support provider 用語解説））から学習支援を受けているものもある。これらは、キャンパス内での柔軟型・分散型学習プログラムの例から、授与機関や協力団体または学習支援者が関与する例に及ぶ、幅広い実施形態を示す両極端な事例である。さらに学生は、場所を問わずICTあるいはインターネットを通じた学習、支援、成績評価を受けていることがあり、これらの学習形態は「eモード型」と呼ばれる。これらを勘案すると、学生におけるある時点の学習体験は、学習者の集団の規模、学習場所、学習形態の各機能によって表現できると考えられる。



25. こうした多様な教育形態の存在により、従来の組織的な機能に基づき作成された本編パートBの初版では対応が難しくなった。そこで第2版では、パートBは、学位授与機関における柔軟型・分散型学習プログラムの管理に伴う責任について、プログラムを受講する学生の視点から作成された。よってパートBは、以下の3つの要素に分けられている。

- 柔軟型・分散型学習プログラムの提供
- 柔軟型・分散型学習プログラムの受講者に対する学習支援
- 柔軟型・分散型学習における学位の水準及び学生の成果に対する信頼ある評価の確保

*** * * 8 ページ * * ***

26. パートBで言う「プログラム」とは、特定の学位取得につながる教学構造全体を指すが、学生の多くは柔軟型・分散型学習を通じてモジュールまたはユニットといったプログラムの一部の構成要素に触れるにすぎない。繰り返しとなるが、本編の目的は、柔軟型・分散型学習という学習形態を題材として、教育の管理に関する議論を活性化することであり、「適用対象」であるかどうかを決める「柔軟型・分散型学習の基準」は存在しない。重要な点は、各機関でそれぞれのプログラムについて、指針を適用できる点があるかどうかを検討されるということにある。

* * * 9 ページ * * *

パート A : 高等教育学位の取得につながる共同教育プログラム及び柔軟型・分散型学習プログラムに関する学位授与機関の責任

学術的水準に対する責任及びその同等性

A 1

学位授与機関は、その名義で授与されるすべての学位の水準に対する責任を負う。

英国高等教育機関が学位を授与する法的権限には、授与されるすべての学位の水準を意識的かつ十分に確保するという責任が伴う。

A 2

共同教育プログラムを通じて授与されるすべての学位は、英国高等教育指標の求める水準を満たさなければならない。これは、柔軟型・分散型学習プログラムについても同様である。

英国高等教育指標とは、様々な高等教育機関の自主性や多様性を尊重しつつ、同程度の学術的水準を確立することを目的として提示された一連の共通規準のことである。高等教育指標を体系的に利用することにより、学位授与機関やその学生、雇用者や国民は、当該学位が英国内で要求される水準を満たしたものであるという信頼性をもつことができる。

共同教育プログラムの目的、学習成果、教学、及び評価方法は、「教育プログラム要綱」(Programme Specification 用語解説) に記載することができる。これには、プログラムの内容が専門分野別資格水準 (Subject Benchmark Statements) とどのように関係しているか、また提供される学位が高等教育資格水準 (Framework for Higher Education Qualifications : FHEQ 用語解説) のどの位置に該当するのかという点も解説されている。

当該授与機関が提供する学位は英国の資格であるため、英国の関係する専門分野別資格水準を適用するのが適当である。しかし、外国を含む共同教育プログラムでは、文化的に英国中心の専門分野別資格水準には必ずしもそぐわない部分があること、また、国境を越えて提供される共同型または柔軟型・分散型学習プログラムの場合には英国以外の規準が法的に適用されることもあるだろう。これは、英国内の共同教育プログラムと同様に道理に合っているといえるが、誤解が生じる可能性もあるため、そうした相違を明確にしておく

必要がある。教育プログラム要綱は、こうした問題に予め対応するための手段として利用できるだろう。教育プログラム要綱の詳細については、
<http://www.qaa.ac.uk/crntwork/progspec/contents.htm> を参照されたい^{訳注3}。

*** * * 10ページ * * ***

方針、手続、情報

A 3

共同教育プログラムに関する協議、合意、管理にあたっては、学位授与機関が規定する方針及び手続に基づいて行われなければならない。

共同教育プログラムが、学位授与機関と協力団体それぞれの責任者の献身的な支援によって確立されていれば、プログラムが失敗するような事態を防ぐことができる。プログラムの基礎となる方針や手続を書面により正式に言明することで、こうした危機的な状況に陥る可能性を最小限に抑えることができる。指針A10も参照のこと。

A 4

学位授与機関は、共同教育プログラムにおける協力団体及び代理人（agent 用語解説）の最新かつ正式な経歴、及び協力団体または代理人を通じて提供されている共同教育プログラムのリストを公表しなければならない。また、柔軟型・分散型プログラムで個別の記載が可能なものについても、同様の対応がなされるべきである。

高等教育機関にとって、どの程度活動内容を明らかにし、情報を提供するかは、国民の信頼を得る上で重要なことである。共同教育プログラムの活動にはリスクが伴い、時には疑いの目を向けられることもある。しかし、各機関が開かれたプログラムの運営を行うならば、機関自体やプログラムに対する信頼感が高まるであろう。一方、柔軟型・分散型学習の要素を含んだプログラムをすべてリスト化するのは非現実的であるが、全面的または原則的に柔軟型・分散型の形態で実施されているプログラムを公開情報のひとつに加えることは有益であるかもしれない。

^{訳注3} 2009年3月現在リンク切れであるため、教育プログラム要項の詳細については以下のページを参照。
<http://www.qaa.ac.uk/academicinfrastructure/programSpec/default.asp>

A 5

学位授与機関は、実施中または実施される見込みの共同教育プログラムを承認・認可した職能団体・法定機関・監督機関（professional, statutory and regulatory body: PSRB 用語解説）に対し、当該プログラムの計画内容や合意内容について情報を提供しなければならない。また、プログラムの承認・認可後に本格的な柔軟型・分散型学習プログラムが設置された場合も同様に適用される。いかなる場合も、認可済のプログラムの実施状況について、受講を希望する学生に対して明示しなければならない。

職能団体・法定機関・監督機関の行うプログラムや学位の認定、承認、認可は、特定の学習形態や学習場所に限定されている場合がある。また、学位授与機関から物理的に離れている場合、また柔軟型・分散型方式により提供される場合、それらの学位やプログラムの状態が不明瞭なことがある。意図的か否かにかかわらず、学生や受講希望者には、未認定のプログラムを認定済のものと誤解させることがないように配慮することが極めて重要である。この問題に関する決定事項は、関係の職能団体等に問い合わせることができる。

* * * 11 ページ * * *

A 6

学位授与機関の方針には、学術的水準または学習機会の質を落とす恐れのある金銭的その他の誘因に対する十分な予防策が明記されていなければならない。

共同教育プログラムは時として、腐敗した慣行や違法な金銭取引の温床となることがある。このような事態が生じれば、学位授与機関の学位の価値は下がり、当該機関だけでなく英国の高等教育全般に対する評判に傷が付くことになる。また、多額の訴訟費用が生じる原因ともなる。さらに金銭的な問題は、スタッフの採用や昇進、物品調達等に関する方針や慣行をゆがめることもある。したがって、このような事態への防止策を導入することが、第三者の関わる共同教育プログラムや柔軟型・分散型学習プログラムを健全に実施するための最低条件であると考えられる。

A 7

共同教育プログラムの経費については、すべての費用が見積もられ、正確に把握されていなければならない。柔軟型・分散型学習プログラムについても同様である。

本指針の目的は、共同型または柔軟型・分散型のプログラムに伴う金銭的リスクについて、特にこれらが学位授与機関の重要な収入源である場合には、このリスクが非常に高まるということを当該機関に念押しすることにある。また各機関には、こうしたリスクを効果的に管理するための十分な財務管理体制を整えていること、また財務管理体制そのものが学術的水準や教育の質、あるいは学生の利益を損なわないよう管理することが義務として課せられている。

当該機関が補助金交付団体による資金援助を受けている場合、交付金を共同教育プログラムまたは同様のプログラムを目的として使用する際の制限や特別な要件が設けられている場合がある。同様に、外国の財務関連法令の対象となる場合もあり得る。

*** * * 12ページ * * ***

協力団体または代理人の選択

A 8

学位授与機関と協力団体の教育目的は合致したものでなければならない。

両者の教育目的が合致していれば、両者とも単独では得られなかったと思われる成果や効果を得ることができる。同様に、価値観や将来像、目的や方法の不一致は、十分な関係構築には至らず、学生や教育プログラム、学位に対して深刻な悪影響を及ぼす恐れがある。

A 9

学位授与機関は、協力候補団体または代理人の候補が健全な状態かどうか、当該プログラムにおける役割を果たす能力が十分かどうかについて慎重に調査しなければならない。調査には、候補団体または候補者の法的地位や、法令の範囲でどのような契約が可能かといった点の確認も含まれる。

実効的かつ信頼ある協力関係を構築する上で、精査を通じて協力候補団体または代理人の候補を慎重に見極めが必要であることを多くの経験が物語っている。調査の内容として

は以下の点が挙げられる。

- 協力候補団体または代理人の候補の自国での公的・法的地位
- 英国の他の機関の経験や、QAAまたは前身の組織が作成した共同教育プログラムの報告書等の公的資料に基づく、候補団体または候補者の現在の状況
- 候補団体における財務面の安定性
- 候補団体における、当該プログラムを適切に運営するための人材・物的資源を提供する能力
- 候補団体における、当該プログラムの受講者に対する適切かつ安全な学習環境を提供する能力
- 国外との共同教育プログラムまたは柔軟型・分散型学習プログラムの場合、学位授与機関における相手国の法的・文化的要件、ならびに英国の高等教育指標が提示する規準の両方を満たすためのプログラムの管理能力

* * * 13 ページ * * *

協力団体または代理人との書面による協定書

A10

協定は、当事者の権利および義務を定め、学位授与機関及び協力団体または代理人の代表者が署名し、法的拘束力を持つものでなければならない。

すべての当事者が各自の権利及び責任を十分に理解していれば、協力関係が成功する可能性は高まる。そのためには、法的拘束力を持った書面の協定書が不可欠である。当然ながら、各機関は契約内容に関して、各自の法務顧問に意見を求めるであろう。協力団体との連携または他者が関与する柔軟型・分散型学習プログラムにおいて協定を作成する際、学術的水準や質に関係する事項の中で、特に配慮する価値があると思われる重要事項を以下に挙げた。

- 当事者間の機関全体に及ぶ項目と、個別の共同教育プログラムに関係する項目を明確に区別すること
- 協定の下で、協力団体が学位授与機関と共同で教育プログラムを提供する際、また授与機関の名義でプログラムを提供する際、協力団体に対してどの程度の活動を認めるのかを明示すること
- 財政カウンシル等が義務付けている質に関する情報公開を誰がどこで行うか合意して

おくこと

- 各プログラムにおける代理人の役割、責任、及び委任される権限を明確に定義しておくこと
- 著作権や知的財産権に関する事項を遵守すること
- 学位授与機関が当該資格の水準に対する責任を果たしているかどうかを監視するための学外審査員の役割について規定すること
- 協定の終了及び調停時の諸規定や、協定が中断した場合の金銭面の規定を設けること
- 紛争が生じた場合に解決するための司法管轄権を設定すること
- 当事者の一方が義務の履行を怠った場合に、他方が協定を中断または破棄することができるような規定を設けること
- 当該プログラムが終了した際に、学生に対する学習を完了させる義務を含め、当事者の両方が学生に対する未履行の義務を明示し妥当性を確認するための規定を設けること
- 学生、学位授与機関、及び協力団体間の各自の責任について、正式な取り決めを結ぶ可能性があること

なお、以上のリストはすべてを網羅しているわけではないが、備忘録として活用してもらいたい。

*** * * 14 ページ * * ***

A11

協定書には、協力団体が承認の下で共同型または柔軟型・分散型のプログラムを提供する場合であれ、独自の方法により学位授与機関から委任された権限を譲渡する場合であれ、直列方式のプログラムは、授与機関が個別の書面により許可を与えた場合にのみ実施することができる旨を明記していなければならない。また授与機関は、こうした方式により授与される学位の水準が常に適切に管理できるようにする責任を負う。(第20節も参照すること)

「直列」方式は、学位授与機関が自校の名義で授与される学位の水準の保持を著しく阻害する場合がある。英国高等教育の学位の金銭的価値が高いことが学位プログラムを営利企業に「下請け」させる誘因となっているが、こうしたプログラムは一旦始めると中止させるのが非常に難しい。本指針の目的は、協力団体が学位授与機関からプログラムを単独で提供する権限を与えられている場合の授与機関における潜在的リスクを警告することにある。授与機関においては、教育の質の管理に関する責任の一部を他者に委ねることもあ

るとはいえ（指針A12を参照）、自校の名義で授与される学位を管理することは最も重要な責任である。直列方式においては、情報の「伝達系統」が長くなりすぎ、当該の授与機関が学術的水準を十分効果的に管理する立場から遠ざかってしまうことが重大なリスクとなる。

プログラム及び高等教育学位の水準・質の保証

A12

学位授与機関は、共同教育プログラムにより提供される学習機会の質が、学生が学位取得に必要な学術的水準を達成する上で適切であることを保証する最終的な責任を負う。柔軟型・分散型学習プログラムにより提供される学習機会についても同様である。

学位授与機関は、学位取得につながるプログラムの学習機会の質を保証するという責任を負うが、協力団体がこれを管理する責任を果たすことができるという確信があれば、これを委任することもできる。この指針の目的は、委任されたいかなる責任も適切に遂行されていることを授与機関自身及び利害関係者が定期的に確認できるような状態にしておくべきであるという点を授与機関に対して念押しすることにある。また授与機関は、委任が可能な質管理に関する責任と、常に授与機関自身が負う学位の水準確保に関する責任との区別を慎重に検討する必要がある。

*** * * 15 ページ * * ***

A13

学位授与機関が他の公認資格授与団体との共同により、デュアルディグリーまたはジョイントディグリー・プログラムを提供する場合、それが法的に可能かどうか、また提供される学位の学術的水準が、協力団体の求める基準に関係なく、高等教育資格水準（スコットランドでは当該地域独自の資格水準（Scottish Credit and Qualifications Framework: SCQF））に照らして自校の基準を満たしているかどうか確認しておかなければならない。

デュアルディグリー（dual award 用語解説）の取得につながるプログラムの場合、学位授与機関及び協力団体のそれぞれ別個の学位を授与することになる。これらの学位は、同一の答案・レポートを評価して授与されるが、授与機関はこうした評価方法で授与することが

規定上可能かどうかを確認しておかなければならない。共同教育プログラムという教育形態の性質にかかわらず、それぞれの学位とその学術的水準に対する責任は各授与機関で負うものであり、連携機関間で責任を共有することはできない。このため、各機関はそれぞれが提供する学位の水準及び質が、他機関との連携によって損なわれることのないような体制作りが重要である。

単位制を基本とするデュアルディグリー・プログラムの場合、プログラムの参加機関それぞれが同一の答案・レポートに対して単位を与える結果、履修が完了したモジュールまたはユニットの単位数が（編入または単位累積の際に）知らない間に倍になっていたことがないように注意する必要があるだろう。

一つのプログラムの履修に対し、複数の機関が共同で一つの学位を授与する、いわゆるジョイントディグリー（joint award 用語解説）の場合、学位授与権を共有または一体化する上での法的根拠が問われることになる。特に、司法管轄区域の異なる団体との間で授与権を共有・一体化する場合、相手側が共同で授与するための資格が法的に備わっていることを確認しておく必要がある。

A14

共同教育プログラムの範囲、対象、及び成績評価のための戦略は、関連の専門分野別資格水準や学位の水準に言及しつつ教育プログラム要綱に記載されるものとする。教育プログラム要綱は利害関係者がすぐに利用できるよう用意され、わかりやすいものでなければならない。これは、柔軟型・分散型学習プログラムについても同様である。

学位授与機関は、共同教育プログラムまたは柔軟型・分散型学習プログラムによって取得できる学位が、その機関が授与する同分野の他の学位・資格と同等であることについて、学生、履修希望者、雇用者その他の利害関係者が確認できるよう整備しておく必要がある。このため、要綱の中で学位に関する記述と専門分野別資格水準に言及することで、これは有用で信頼感を与える資料となるだろう。

A15

学位授与機関は、機関自身または協力団体が共同教育プログラムに関係する実施規範のすべての指針に取り組むことができるよう、実施規範を適切な形で活用しなければならない。また取組にあたっては、当該機関及び協力団体それぞれの責任を明確化しなければならない。これは、他の団体が関与する柔軟型・分散型学習プログラムについても同様である。

本指針は、Q A Aの実施規範が学術的水準や教育の質の管理に関する様々な見解を網羅しているという点を強調することを目的としている。共同教育プログラムまたは他の団体が関与する柔軟型・分散型学習プログラムの場合、学位授与機関は、相手側が実施規範を通じて何を求められているかを十分に理解しているかどうか確認することが望まれる。

A16

協力団体と実施する共同教育プログラムまたは柔軟型・分散型学習プログラムの場合、または代理人を介する場合、学位授与機関は、当初承認した諸条件が満たされており、かつ今後も満たされることの確信を得ていなければならない。

本指針の目的は、協定書だけでは定められた諸条件が実際に満たされているかどうか十分に確認することができないということを改めて指摘することにある。当初締結された協定の内容をもとに、機関全体またはプログラム別で定期的にモニタリングや評価を実施することが一助となるだろう。モニタリングや評価の実施頻度や方法を定める上では、「目的との適合性」を考慮することで最善策を講じることができると考えられる。

A17

学位授与機関は、共同教育プログラムの実施または支援に携わるスタッフが適切な資格を有しており、協力団体が当該スタッフの技能を監督及び保証するための対策を講じていることを確認しなければならない。これは、柔軟型・分散型学習プログラムの実施または支援に携わるスタッフに対しても同様である。

教育指導及び指導以外の形式による学習支援の質は、プログラムの形式に関わらず、すべての学生にとって極めて重要なものである。教育を行い、学習支援を行うスタッフの質が、学生の信頼に足るものでなければならない。学位授与機関が共同型または柔軟型・分散型の活動の水準・質を保証するという責任を果たす上で、適切な資質を有するスタッフを確保し、かつ当該スタッフの技能について監督することは重要な要素である。なお、経

験の浅いスタッフが必ずしも初めから適切な資質を備えているわけではないということを認識した上で、本指針には、授与機関におけるスタッフの育成に対する責任も含まれていると捉えるべきである。

*** * * 17 ページ * * ***

A18

学位授与機関は、共同教育プログラムまたは柔軟型・分散型学習プログラムの入学試験の実施にあたり、QAAが作成した実施規範第10編「学生募集と入学試験」の指針または関連文書を考慮しているかどうかを確認しなければならない。

各機関の教育活動全体の質という観点から、入学者選抜の質は重要な要素である。共同教育プログラム及び柔軟型・分散型学習プログラムにおいては、特に国際的な見地から特殊な要件が生じる。特に注意が必要と思われる項目として以下のものが挙げられる。

- 受験資格及び学習歴
- 外国の資格・単位の認定
- 既習歴または実習歴の認定
- 語学能力
- 学位授与機関との間の学生の身分に関する情報
- 高等教育の学習方法に関する文化的条件

成績評価に関する要件

A19

学位授与機関は、共同教育プログラムまたは柔軟型・分散型学習プログラムの成績評価における学生の成果が、関連の専門分野別資格水準に照らした上で、高等教育資格水準（スコットランドでは独自の資格水準）で定める一定の学術レベル（level 用語解説）を確実に満たすことの責任を負う。

英国高等教育機関で採用されている高等教育資格水準（スコットランドでは地域独自の資格水準）は、教育の提供場所や形態に関わらず、提供されるすべての教育を対象としている。また、学位授与機関が自校で直接提供する教育も共同型または柔軟型・分散型のプログラムを通じた教育も等しく扱われる。この一貫性を保つため、学生の成績評価は、高

等教育指標の構成要素である高等教育資格水準（スコットランドでは独自の資格水準）及び専門分野別資格水準に準拠しつつ、適切かつ厳格に実施されることが重要である。

*** * * 18 ページ * * ***

A20

学位授与機関が成績評価を実施するにあたっては、自らが定める成績評価に関する要件を協力団体が理解し、遵守していることを確認しなければならない。また、これらの要件がQAAの実施規範第6編「学生の成績評価」（2000年版）または関連の文書を基に作成したものでなければならない。

英国では、学位授与権を持つ高等教育機関は法的に自治が認められている団体であり、学生の成績評価に関して相当の裁量権を行使することができる。一方、協力団体においては、評価の厳格性・実効性を保証する上での要件について、当初はほとんど認知していないこともあり得る。国外の協力団体または代理人の場合には、一部の要件はなじみのない、または異質であると受け止められることもあるかもしれない。したがって、学生の評価に携わるすべての機関に対し、評価のプロセス、注意事項、及び実施方法に関する具体的な情報が周知されていることが非常に重要である。特に、現地で一般化されている慣行であっても、評価プロセスの統一性に反する場合や、学位授与機関全体での適用されるものとの整合性がとれない場合は、そうした慣行を容認しないことが重要である。

学外審査

A21

共同教育プログラムにおける学外審査の手順は、学位授与機関が通常採用している手順と一致したものでなければならない。これは、柔軟型・分散型学習プログラムについても同様である。

学外審査員制度は、英国高等教育特有の制度とも言えるもので、学位授与機関にとっては、学術的水準が適切に保持されていることを確認する方法として不可欠なものである。共同教育プログラムや柔軟型・分散型学習プログラムにおいても、同様の学外審査方法は、活動の水準・質を保持する上で重要なものである。なお、学外審査員の活動が通常の範囲

外におよぶ場合は、事前に慎重に検討するとともに、水準及び質が損なわれる恐れがないことが明確な場合に限り認めるべきである。

*** * * 19 ページ * * ***

A22

学位授与機関は、学外審査員の任命・職務に対して最終的な責任を負わなければならない。また学外審査員の採用・選出にあたっては、QAAが作成した実施規範第4編「学外審査」（2004年版）または関連の文書を参照しなければならない。

学外審査員の採用・選出・任命は、学位授与機関が成績評価業務や学位の水準を管理する上で重要なものである。状況によってはこれらを授与機関から協力団体に委任することが適切な場合もあるが、協力団体が十分な責任の下で、信頼ある一貫した方法で実施する能力を有することが明確な場合に限り、委任されるべきである。

A23

共同教育プログラムの学外審査員は、職務を効果的に遂行するために、学位授与機関公認の業務説明及び指導を十分に受けなければならない。これは、柔軟型・分散型学習プログラムについても同様である。

学位授与機関は学外審査員に対し、審査員として求められる事柄を正確に理解しているか、また十分な専門知識と経験を備えているかどうか、確認を求めるべきである。

共同教育プログラム及び柔軟型・分散型学習プログラムの学外審査員は、授与機関または協力団体の行う説明会に参加することが求められる。特に授与機関は、QAAが作成した実施規範第4編「学外審査」（2004年版）の指針8「・・・学外審査員を採用した機関は、審査員がその責任を理解し、遂行できるよう、準備の機会を適切に設けなければならない」に留意しなければならない。また柔軟型・分散型学習プログラムにおいては、学外審査員は柔軟型・分散型の学習環境を認識するとともに、時差がもたらす複雑な要素が加わる場合にオンライン等での評価を行うといった特殊な事情を理解する必要がある。

*** * * 20 ページ * * ***

修了証書及び成績証明書

A24

学位授与機関は、以下の点に留意しなければならない。

- 共同教育プログラムに関係する修了証書・成績証明書を授与する唯一の権限を有すること。これは柔軟型・分散型学習プログラムについても同様である。
- 修了証書または成績証明書に、(a) 主に使用された言語が英語以外であった場合、または(b) 成績評価で使用された言語が英語以外であった場合は、その言語名が記載されているものとする*。この情報が成績証明書にのみ記載される場合は、修了証書に成績証明書を参照する旨を明示するものとする。
- 当該の区域において優先される法令または規則に従い、修了証書及び成績証明書には、教育プログラムの提供に携わった協力団体の名称及び住所を記載すること。

修了証書及び成績証明書は、学位授与の事実を確認するための重要な資料である。これらは貴重なものであるため、盗難や偽造の対象となる可能性もある。したがって、使用前の証書の管理も、証書の発行権限と同程度に重要である。修了証書・成績証明書の管理と正確性に対する最終責任は発行者が持たなければならない。学位授与機関が証書の発行権限を協力団体に委譲する場合、当該授与機関の名称で発行されるすべての証書を適切に管理できるよう、手段を確立しておく必要がある。

修了証書及び成績証明書に記載される情報については、学生が達成したすべての成果を把握する上で必要な情報を省略しないことが重要である。英国大学協会(UUK)、高等教育カレッジ学長会議(SCOP)、及びQAAが提供しているガイドラインでは、成績証明書に記載すべき内容に関する助言が述べられている。また、欧州学位証書補足資料(ディプロマ・サプリメント)も、この点に関する国際的な優れた取組として有益である。学習または成績評価で主に使用された言語が英語でない場合、こうした情報も修了証書・成績証明書を参照する者にとっては重要である。省略されると誤解を招く恐れがあり、場合によっては当該機関が授与するすべての学位の認定が難しくなる国もある。

* プログラムの内容または構成要素が外国語の学習に関するものであり、成績評価の際にもその言語が用いられた場合はこの限りではない。

* 本編において「外国語」あるいは「英語以外の言語」と表現されるものの中に、ウェールズの教育機関がウェールズ語で提供するプログラムは含まれない。

学生への情報提供

A25

履修希望者及び履修者には、共同教育プログラムに関する最低限の情報として、学位授与機関公認の教育プログラム要綱が提供されなければならない。これは、柔軟型・分散型学習プログラムについても同様である。

学位授与機関の水準及び質が信頼されるかどうかは、プログラムに関して入手可能な情報の完全性・正確性によって大きく左右される。既存の方法として、教育プログラム要綱はこうした情報を一元的に提供するための資料であり、履修希望者や履修者に対し、各プログラムの特徴のほか、学習内容や取得を目指す学位の学術的水準及び質についての国全体の要件との関係が明示されることとなっている。

A26

共同教育プログラムに関して履修希望者や履修者が入手可能な情報には、学生の苦情や相談を受け付ける担当窓口の情報が含まれ、学位授与機関に直接連絡を取る方法も明示されていなければならない。これは、柔軟型・分散型学習プログラムについても同様である。

学位授与機関は、共同教育プログラムまたは柔軟型・分散型学習プログラムの履修者に対して様々な責任があることを認識している。すべての学生・履修希望者にとっては、本人と授与機関との正式な関係や、学生生活の中でどの組織が何を担当しているのかを理解していることが重要である。苦情や意見申立てがある場合は、混乱や必要以上の不満を抑えるため、授与機関は、自校と協力団体との間の責任分担を明らかにし、広く周知する必要がある。QAAが作成した実施規範第5編「学生からの教育に対する嘆願・苦情」（2000年版）も参照のこと。

A27

学位授与機関は、協力団体または代理人が共同教育プログラムの履修者や履修希望者に提供する情報を定期的に確認しなければならない。これは、柔軟型・分散型学習についても同様である。

関係者による最大限の努力にも関わらず、学生にとって必要な情報が十分に提供されていない場合がある。アンケート調査等により実際に提供されている情報を定期的に確認す

ることで、提供情報を正確かつ最新の状態に保つことができる。

*** * * 22 ページ * * ***

広告及びマーケティング

A28

学位授与機関は、共同教育プログラムや柔軟型・分散型学習プログラムに関するすべての公開情報、広告・宣伝活動について、正確性を確保できるよう適切な管理の下に置くべきである。

高等教育における学生獲得競争の中、特に海外市場や柔軟型・分散型のプログラムにおいては、広告やマーケティングの重要性が極めて高い。しかし、競争に勝とうと望むあまり、履修希望者を引き付けようと意図された情報は、時として誇張した内容になることがある。不確実な表現や主張は申込者を惑わし、不満や怒りを生む原因となるだけであり、何の利益も生まれない。また、こうした情報は英国高等教育に対する誤った認識をもたらすこととなり、国内外での評判を落としかねない。このため、学位授与機関は、学位取得につながるプログラムに関する情報、特に他の団体が当該授与機関に代わって公表するものに対して責任を持つことは重要である。授与機関はこれらの管理を公正な形で一括するとともに、他機関との連携事業自体に対し、またそれに基づき提供されるプログラム及び学位について、一般国民の誤解を招くことのないように体制整備を図らなければならない。

パートB：柔軟型・分散型学習特有の問題

序 文

27. 本パートでは柔軟型・分散型学習プログラムの管理について解説する。共同教育プログラムを通じた学習であるか否かに関わらず、学位授与機関における遠隔学習の受講生とキャンパスで学ぶ学生の両者に着目している。プログラムの実施、学生への学習支援、及び学生の達成状況を測るための成績評価は、授与機関、プログラムの実施者、学習支援組織によってそれぞれ個別に行われる場合がある。したがって本編では、プログラムの実施、支援、及び成績評価の機能をそれぞれ独立して考察する。これらすべての機能を授与機関が単独で担うことも当然考えられ、ある学科がプログラムの提供と学習支援の両方を行うという場合もあるが、機能別に指針を定めることで、学生及び授与機関に対し、柔軟型・分散型学習を通じて提供される学習機会の様々な面を明確に理解する必要があるという意識を促すことになると思われる。

eラーニング

28. 近年の情報通信技術を利用した学習（いわゆるeラーニング）の進展に伴い、一部ではこうした変化に対して今までとはまったく異なる特別な質保証の形態が必要であるという考えも生まれている。確かにeラーニングでは技術面で独特の対処方法が必要となるが、学術面の管理に関する質問の大半は、eラーニング及び他の柔軟型・分散型の学習形態に共通したものであり、プログラムの実施、支援、及び成績評価という分類で検討するのが適当であると思われる。したがって、QAAはeラーニングの質保証に限定した個別の指針は設けないことにしたが、eラーニングにのみ関係する事項についても、本編の指針や解説に盛り込み、その旨を明記することとした。なお、eラーニングの質保証に関する技術面の問題については、英国規格協会（British Standards Institute : BSI）の関連資料を参照した。

プログラムの実施

29. 下記の指針B 1及びB 2は、柔軟型・分散型学習を通じて学生に提供されるプログラムの質保証に関するものである。これらの指針は、柔軟型・分散型における学生の学習体験について述べたものであり、プログラム実施の質を保証する上で、どの面を誰が責任を負うのかは特定していない。むしろそれは学位授与機関が定めるべきものであり、

授与機関自身が質・水準に対する最終責任を保持した上で、プログラム実施者、学習支援組織を含めた三者で責任を分担することとなる。

*** * * 24 ページ * * ***

B 1

学生は、以下の情報を入手できるものとする。

- 柔軟型・分散型のプログラムまたは学習の各要素（element of study）について、学位授与機関及びプログラム実施者双方の責任分担を定めた資料
- 柔軟型・分散型プログラムのユニット・モジュールまたは学習の各要素において意図されている学習成果や教学方法、成績評価方法を示した資料
- 教材の配布及び定期試験等に関する具体的なスケジュール

学生は、柔軟型・分散型の学習を始めるための事前準備と時間管理を適切に行うために必要な情報を求めている。教育プログラム要綱やプログラムの手引き、モジュール・ユニットに関する手引きなどは、こうした情報を提供する上で役に立つと思われる。日程表についても、教育プログラム全体における個々のモジュールやユニットの位置づけを明確にするのに役立つと思われる。また学生は、個人の指導教員による相談日程や形成的・総括的評価の実施日程等についても把握しておく必要がある。

情報が様々な形で用意されていれば、学生が費用の問題や障害、機材の不足等の理由により情報を入手できないという事態を防ぐことができると思われる（指針B 2も参照）。

*** * * 25 ページ * * ***

B 2

学位授与機関は、教育プログラムがプログラム実施者を介しているか否かを問わず、学生が以下の点について信頼を持てるようにしなければならない。

- 柔軟型・分散型学習プログラムまたは学習の各要素において、実施システム（delivery system 用語解説）が事前確認を通じて信頼性を確保しており、不測の事態が生じた場合には、このための危機管理対策が講じられること。
- eラーニングによる柔軟型・分散型学習プログラムまたは学習の各要素の実施システムが、その目的に合致し、適切な形で利用でき、かつ耐用年数が妥当であること。
- eラーニングや通信教育等において、教材が遠隔地の学生に郵送される場合は、教材が確実かつ信頼できる方法で届けられ、受領確認の手段が確保されていること。
- 教材がプログラム提供者あるいはインターネットその他の経路を通じて提供される場合、教学支援としての教材の質という点を勘案し、学位授与機関が定める一定の水準を満たしていること。
- 柔軟型・分散型の形式により提供される教育プログラムの目的及び意図される学習成果に関して、有効性及び妥当性が維持されているかどうか、QAAが作成した実施規範第7編「教育課程の承認、監督、見直し」（2000年版）または関連の文書に照らして、定期的な評価が実施されていること。

プログラムの実施システムは、コースの内容を伝えるとともに、受講者間の交流や学習支援を支えるものである。こうしたシステムは、学生の学習環境に配慮して構築する必要があるほか、システムに関して最低限の知識しか持たない学生や学生からの特別な教育的ニーズも考慮する必要がある。プログラム実施前にシステムの試験導入が行われれば、プログラム実施者はシステムに関わるリスクを把握し、対処法を学ぶことができると思われる。eラーニングの環境下では、プログラム提供時のウイルス感染の防止や必要に応じたパスワードによるアクセス制限等の対策について、プログラム実施者が責任をもって行うものとする。

主要な実施システムに障害が発生した場合、また学生が予定されている行事に参加できない場合に備え、二重の安全対策として、代替措置の取扱いについて検討しておく必要がある。また、少なくともプログラム開始前にスケジュールが示されていることで（上記の指針B1を参照）、期日までに教材や行事の案内が届いていないといった事態に学生が気付くことができるほか、詳細な問い合わせ先を明示することで、主要な実施システムに不測の事態が生じた場合も、学生は速やかに対応することが可能となる。

柔軟型・分散型学習プログラムの使用教材の質については、当該の学位授与機関が他のプログラムで使用するものと同等の厳格さの下で保証していることを学生が期待できるものでなければならない。

学習支援

下記の指針B 3からB 6は、一プログラムか学習の一要素であるかに関わらず、柔軟型・分散型形式における学習支援の質保証について示したものである。これらの指針は、学生が何を体験するかという視点から記されており、学習支援の質保証に関するそれぞれの側面について、誰が何の責任を持つべきかという点は特定していない。プログラム実施者、学習支援組織を含めた三者の責任分担を明確化することは、学位授与機関の義務である。

なお、eラーニングを通じて学生支援を行っているプログラムの場合、英国規格協会が作成した「eラーニングにおけるeサポートの実施規範（BS8426: A code of practice for e-support in e-learning systems）」（2003年）を適宜利用するとよいだろう。

B 3

受講希望者は、当該の柔軟型・分散型プログラムまたは学習の各要素において習得することが期待される内容について、また、自律性や協調性を必要とするといった学習の特徴や学習支援の範囲等について、具体的かつ現実的な説明を受ける必要がある。

遠隔指導のみによるプログラムの受講希望者には、自律的な学習ならではの課題や学習者としての責任について認識しておくことが必要とされる。この場合、柔軟型・分散型における学習の特徴や、必要とされる学習時間等を明記した手引きが必要となる。

特に、eラーニングの環境下では、学生にとって目新しい機材を理解し、慣らしておく時間が必要になると思われる。機材や使用方法の確認・練習を行う場として、入学前にインターネット学習環境への接続方法等の導入支援の機会を設けることが必要かもしれない。また、学生がプログラムに向けた準備を十分に行えるよう、プログラム実施者は連絡窓口の設置について検討する必要があるかもしれない。

B 4

学生は、以下の情報を入手できるものとする。

- 個別指導やオンライン会議など、予め計画されている学習支援活動のスケジュール
- 柔軟型・分散型プログラムや学習の各要素において現地または遠隔学習を通じて利用可能な、学習支援に関する具体的かつ最新の情報
- 学習者としての責任や、プログラムにおいて学位授与機関または学習支援組織の行う支援内容を明示した文書

* * * 27ページ * * *

柔軟型・分散型プログラムの受講生に対する学術面・技術面の支援や個人的なケアとして、面談やオンライン上での支援が挙げられる。学生には、学習支援の機会に関する情報が十分に周知されている必要がある。特に、学習支援の提供の頻度や、技術面の問い合わせに対して回答を得るまでの所要時間についての具体的な情報は、一般的に役立つことが明らかとなっている。また、電子媒体での学習支援を利用する上での技術面の必要事項や、合宿授業、実地見学等の形態で行われる必修または任意の行事についても情報を得る必要がある。

学生は、情報要求の回答内容について、また学習効果を高めるための個人・集団活動への参加について、自己の責任を認識しなければならない。また、他の学生や個人指導教員とコミュニケーションを図る上での現地のルールや慣習を知っておく必要がある。どの活動が必修なのかまたは任意なのか、事実誤認がないようにする必要もある。

B 5

学生は、以下の事項を確保できているものとする。

- 学習開始時点で、学習実績及び進級について具体的な指導を行うスタッフの現地の連絡先あるいは電子メール、電話、ファクス、住所等の情報
- 共同学習を促進し、プログラムの質保証への参加を促す機会として、学習者同士がプログラムについて定期的に議論できる場（必要に応じて）
- 参加したプログラムについて、正式に意見・感想を述べるための適切な機会

学位授与機関と学習支援組織が同一でない柔軟型・分散型学習プログラムの場合、学生へのフィードバックや学習実績・進級に関する指導の取り決めに明確にしておくことは特に重要である。

計画的なグループ会議やウェブ形式等により学生が共同で学習する機会を設けることは、学生支援の大きな一面となる。こうした学習者間の議論の場をプログラムに組み込むかどうかは、当該プログラムの性質や実施場所（キャンパスの中か外か）、プログラムの目的や期待される成果を勘案して各機関が判断するものとする。

学生に対しては、参加したプログラムについて定期的に意見・感想を述べる正式な機会が常に確保されているべきであり、柔軟型・分散型プログラムにおいても例外ではない。そのための方法としては、現地の学習支援組織からのフィードバックやオンライン調査、ウェブ会議等が考えられるが、いずれにしてもそれらが目的に沿ったものであるかを確認し、特に電子媒体を利用する場合は、匿名性についても配慮する必要があるだろう。また、学位・資格授与機関とプログラム実施者または学習支援組織が同一ではない柔軟型・分散型プログラムでは、学生からの意見・感想の取扱い及びそれらを受けて講じられた取組を学生に周知するための責任者を明確にしておくことが特に重要である。

*** * * 28 ページ * * ***

B 6

学位授与機関は、学習支援組織を通じて支援を行っているか否かを問わず、学生が以下の事項に対して信頼を持てるようにしなければならない。

- 柔軟型・分散型プログラムにおいて学習支援を行うスタッフが適切な技能を有し、十分な研修・教育を受けていること。
- 学習支援について、学習支援組織のスタッフによるものか、インターネットその他の手段を通じて提供されるものかを問わず、当該授与機関が自校の学習支援に求める水準を満たしていること。

柔軟型・分散型プログラムにおけるスタッフの「適切な技能」として、プログラムの提供システムの利用に関する技術的な能力と、プログラムの実施・学習支援・成績評価に関する教育的能力の両方が含まれる。柔軟型・分散型プログラムを企画するスタッフは、当然備えていると学生が期待する技術面の能力や教育的知識を有しているべきであり、学位授与機関はこれらを満たしているかどうか確認しなければならない。各機関は初任者研修やその他通常の研修の中で、柔軟型・分散型プログラムに関する内容に触れることのメリットを考慮する必要があるかもしれない。

キャンパスに拠点を置く学位授与機関の学生は通常、個人支援や学習面のカウンセリング、図書館やIT面の支援、キャリア指導等のサービスを容易に利用できるものと期待している。学位授与機関は、柔軟型・分散型プログラムの学生にもこうしたサービスを提供

できるよう検討する必要があるだろう。また柔軟型・分散型プログラムを受講する学生に対しては、授与機関、プログラム実施者、学習支援組織からどのサービスを受けることができるのかを明示しておく必要がある。授与機関は、本編以外に、学生が期待するサービスについて言及した実施規範の記述、例えば第8編「キャリアに関する教育・情報・指導」(2001年版)等を把握しておかなければならない。

学生の評価

下記の指針B7及びB8は、柔軟型・分散型プログラムにおける学生の達成状況を測るための評価についての安全性確保に関するものである。これらの指針は、柔軟型・分散型プログラムにおける学習実績の評価について、学生が何を期待できるのかという観点から述べられたものである。

* * * 29ページ * * *

なお、ITを利用した評価を行うプログラムの場合、英国規格協会が作成した「ITを利用した成績評価に関する実施規範 (BS7988: Code of practice for the use of information technology (IT) in the delivery of assessments)」(2002年)や「eラーニングでのeサポートに関する実施規範 (BS8426: A code of practice for e-support in e-learning systems)」を適宜利用するとよいだろう。

B7

学生は、以下の情報を入手できるものとする。

- 学習の達成状況の評価方法に関する情報や、評価全体におけるプログラムのユニット、モジュール、または構成要素の重み付けに関する情報
- 各学習者への具体的なフィードバックや指導の基礎として、また学位授与機関が総合的評価の水準を設定する根拠として、学習実績の形成的評価に関する情報

通常、期待される学習成果の達成状況の評価方法については教育プログラム要綱に記載されるが、プログラムの各ユニットで作成される成績評価の手引きには、より詳細な情報が記載されていることが多い。実施規範第6編「学生の成績評価」(2000年版)の指針7及び10では、評価の際の採点・評定に関する基準や、進級・学位授与・等級に関する規則が定められている。柔軟型・分散型プログラムを受講する学生が学習計画を立てる上で、評

価の方法・基準・規則を早期に提示することが必要である。

実際のキャンパスで学習している学生には、学習実績についてスタッフと直接連絡を取る機会がある。しかし、柔軟型・分散型プログラムにおいて遠隔地で学習している学生の場合、形成的評価を受ける機会や評価結果のフィードバックを適切に得る機会を同様に確保するためには、より綿密な計画が求められる。

B 8

学位授与機関は、プログラム実施者または学習支援組織を通じてプログラムを提供しているか否かに関わらず、学生が以下の事項に対して確信を持てるようにしなければならない。

- 学生の答案・レポートが間違いなく学生本人のものであること。成績評価が他者に傍受されやすい遠隔通信によって実施される場合は特に留意する必要がある。
- 評価担当責任者が、提出された答案・レポートが学生本人により作成されたものであるという事実を確認する手段を有していること。成績評価が遠隔地で実施される場合は特に留意する必要がある。
- インターネット方式や遠隔通信など、学生の答案・レポートを評価担当者に直接送付する仕組みが安全であり、答案・レポートの受理を証明・確認する手段が確立されていること。

* * * 30ページ * * *

関係資料が電子媒体を通じて送付される場合、スタッフは、学生が送信形式や取るべきセキュリティ対策について具体的な指示を受けているかどうか確認する必要がある。答案・レポートの受理・記録の処理システム・情報通信技術は、遮断や妨害等のトラブルに耐え得る高い安定性を示す必要がある。

遠隔通信による評価を行うにあたり、学位授与機関は盗作等の不正行為への対策を検討する必要がある。一部の柔軟型・分散型プログラムにおいて、特に成績評価がインターネットまたは遠隔通信によって実施される場合、学生の答案・レポートが複製されたものでないことの証明に関する特殊な問題が生じることがある。こうした場合、授与機関はこれらの詳細や技術的な点を扱った手引き (BS7988)^{訳注4}を参考にされたい。まずは少なくとも、不正行為を行った場合の処置や罰則について定めた文書を提示し、学生がその内容に同意したことを確認しなければならない。

訳注4 本編 29 ページ 1 行目参照。

答案・レポートの受理を記録する方法の導入にあたっては、目的に沿ったものであるかどうかという観点から検討する必要がある。少なくとも、答案・レポートが締切日までに無事に受理されたことを学生が確認できるような仕組みが確立されていなければならない。また、このシステムを個人指導教員等のプログラム提供者よりも下位のスタッフに委譲する場合は、学位授与機関はその仕組みの高い安定性を確認しておかなければならない。また、十分に安定なものであっても、答案・レポートを郵送または電子媒体で送付する学生に対しては、それらの写しを保管しておくよう勧めるのが賢明であろう。

* * * 31 ページ * * *

付録 1 : 指針一覧

パート A

A 1

学位授与機関は、その名義で授与されるすべての学位の水準に対する責任を負う。

A 2

共同教育プログラムを通じて授与されるすべての学位は、英国高等教育指標の求める水準を満たさなければならない。これは、柔軟型・分散型学習プログラムについても同様である。

A 3

共同教育プログラムに関する協議、合意、管理にあたっては、学位授与機関が規定する方針及び手続に基づいて行われなければならない。

A 4

学位授与機関は、共同教育プログラムにおける協力団体及び代理人の最新かつ正式な経歴、及び協力団体または代理人を通じて提供されている共同教育プログラムのリストを公表しなければならない。また、柔軟型・分散型プログラムで個別の記載が可能なものについても、同様の対応がなされるべきである。

A 5

学位授与機関は、実施中または実施される見込みの共同教育プログラムを承認・認可した職能団体・法定機関・監督機関に対し、当該プログラムの計画内容や合意内容について情報を提供しなければならない。また、プログラムの承認・認可後に本格的な柔軟型・分散型学習プログラムが設置された場合も同様に適用される。いかなる場合も、認可済のプログラムの実施状況について、受講を希望する学生に対して明示しなければならない。

A 6

学位授与機関の方針には、学術的水準または学習機会の質を落とす恐れのある金銭的その他の誘因に対する十分な予防策が明記されていなければならない。

*** * * 32ページ * * ***

A 7

共同教育プログラムの経費については、すべての費用が見積もられ、正確に把握されていなければならない。柔軟型・分散型学習プログラムについても同様である。

A 8

学位授与機関と協力団体の教育目的は合致したものでなければならない。

A 9

学位授与機関は、協力候補団体または代理人の候補が健全な状態かどうか、当該プログラムにおける役割を果たす能力が十分かどうかについて慎重に調査しなければならない。調査には、候補団体または候補者の法的地位や、法令の範囲でどのような契約が可能かといった点の確認も含まれる。

A10

協定は、当事者の権利および義務を定め、学位授与機関及び協力団体または代理人の代表者が署名し、法的拘束力を持つものでなければならない。

A11

協定書には、協力団体が承認の下で共同型または柔軟型・分散型のプログラムを提供する場合であれ、独自の方法により学位授与機関から委任された権限を譲渡する場合であれ、直列方式のプログラムは、授与機関が個別の書面により許可を与えた場合にのみ実施することができる旨を明記していなければならない。また授与機関は、こうした方式により授与される学位の水準が常に適切に管理できるようにする責任を負う。(第20節も参照すること)

A12

学位授与機関は、共同教育プログラムにより提供される学習機会の質が、学生が学位取得に必要な学術的水準を達成する上で適切であることを保証する最終的な責任を負う。柔軟型・分散型学習プログラムにより提供される学習機会についても同様である。

*** * * 33ページ * * ***

A13

学位授与機関が他の公認資格授与団体との共同により、デュアルディグリーまたはジョイントディグリー・プログラムを提供する場合、それが法的に可能かどうか、また提供される学位の学術的水準が、協力団体の求める基準に関係なく、高等教育資格水準（スコットランドでは当該地域独自の資格水準）に照らして自校の基準を満たしているかどうか確認しておかなければならない。

A14

共同教育プログラムの範囲、対象、及び成績評価のための戦略は、関連の専門分野別資格水準や学位の水準に言及しつつ教育プログラム要綱に記載されるものとする。教育プログラム要綱は利害関係者がすぐに利用できるよう用意され、わかりやすいものでなければならない。これは、柔軟型・分散型学習プログラムについても同様である。

A15

学位授与機関は、機関自身または協力団体が共同教育プログラムに関係する実施規範のすべての指針に取り組むことができるよう、実施規範を適切な形で活用しなければならない。また取組にあたっては、当該機関及び協力団体それぞれの責任を明確化しなければならない。これは、他の団体が関与する柔軟型・分散型学習プログラムについても同様である。

A16

協力団体と実施する共同教育プログラムまたは柔軟型・分散型学習プログラムの場合、または代理人を介する場合、学位授与機関は、当初承認した諸条件が満たされており、かつ今後も満たされることの確信を得ていなければならない。

A17

学位授与機関は、共同教育プログラムの実施または支援に携わるスタッフが適切な資格を有しており、協力団体が当該スタッフの技能を監督及び保証するための対策を講じていることを確認しなければならない。これは、柔軟型・分散型学習プログラムの実施または支援に携わるスタッフに対しても同様である。

A18

学位授与機関は、共同教育プログラムまたは柔軟型・分散型学習プログラムの入学試験の実施にあたり、QAAが作成した実施規範第10編「学生募集と入学試験」の指針または関連文書を考慮しているかどうかを確認しなければならない。

*** * * 34 ページ * * ***

A19

学位授与機関は、共同教育プログラムまたは柔軟型・分散型学習プログラムの成績評価における学生の成果が、関連の専門分野別資格水準に照らした上で、高等教育資格水準（スコットランドでは独自の資格水準）で定める一定の学術レベルを確実に満たすことの責任を負う。

A20

学位授与機関が成績評価を実施するにあたっては、自らが定める成績評価に関する要件を協力団体が理解し、遵守していることを確認しなければならない。また、これらの要件がQAAの実施規範第6編「学生の成績評価」（2000年版）または関連の文書を基に作成したものでなければならない。

A21

共同教育プログラムにおける学外審査の手順は、学位授与機関が通常採用している手順と一致したものでなければならない。これは、柔軟型・分散型学習プログラムについても同様である。

A22

学位授与機関は、学外審査員の任命・職務に対して最終的な責任を負わなければならない。また学外審査員の採用・選出にあたっては、QAAが作成した実施規範第4編「学外審査」（2004年版）または関連の文書を参照しなければならない。

A23

共同教育プログラムの学外審査員は、職務を効果的に遂行するために、学位授与機関公認の業務説明及び指導を十分に受けなければならない。これは、柔軟型・分散型学習プログラムについても同様である。

*** * * 35 ページ * * ***

A24

学位授与機関は、以下の点に留意しなければならない。

- 共同教育プログラムに関係する修了証書・成績証明書を授与する唯一の権限を有すること。これは柔軟型・分散型学習プログラムについても同様である。
- 修了証書または成績証明書に、(a) 主に使用された言語が英語以外であった場合、または(b) 成績評価で使用された言語が英語以外であった場合は、その言語名が記載されているものとする*。この情報が成績証明書にのみ記載される場合は、修了証書に成績証明書を参照する旨を明示するものとする。
- 当該の区域において優先される法令または規則に従い、修了証書及び成績証明書には、教育プログラムの提供に携わった協力団体の名称及び住所を記載すること。

A25

履修希望者及び履修者には、共同教育プログラムに関する最低限の情報として、学位授与機関公認の教育プログラム要綱が提供されなければならない。これは、柔軟型・分散型学習プログラムについても同様である。

A26

共同教育プログラムに関して履修希望者や履修者が入手可能な情報には、学生の苦情や相談を受け付ける担当窓口の情報が含まれ、学位授与機関に直接連絡を取る方法も明示されていなければならない。これは、柔軟型・分散型学習プログラムについても同様である。

A27

学位授与機関は、協力団体または代理人が共同教育プログラムの履修者や履修希望者に提供する情報を定期的に確認しなければならない。これは、柔軟型・分散型学習についても同様である。

A28

学位授与機関は、共同教育プログラムや柔軟型・分散型学習プログラムに関するすべての公開情報、広告・宣伝活動について、正確性を確保できるよう適切な管理の下に置くべきである。

* プログラムの内容または構成要素が外国語の学習に関するものであり、成績評価の際にもその言語が用いられた場合はこの限りではない。

* 本編において「外国語」あるいは「英語以外の言語」と表現されるものの中に、ウェールズの教育機関がウェールズ語で提供するプログラムは含まれない。

*** * * 36ページ * * ***

パートB

B 1

学生は、以下の情報入手できるものとする。

- 柔軟型・分散型のプログラムまたは学習の各要素について、学位授与機関及びプログラム実施者双方の責任分担を定めた資料
- 柔軟型・分散型プログラムのユニット・モジュールまたは学習の各要素において意図されている学習成果や教学方法、成績評価方法を示した資料
- 教材の配布及び定期試験等に関する具体的なスケジュール

B 2

学位授与機関は、教育プログラムがプログラム実施者を介しているか否かを問わず、学生が以下の点について信頼を持てるようにしなければならない。

- 柔軟型・分散型学習プログラムまたは学習の各要素において、実施システムが事前確認を通じて信頼性を確保しており、不測の事態が生じた場合には、このための危機管理対策が講じられること。
- eラーニングによる柔軟型・分散型学習プログラムまたは学習の各要素の実施システムが、その目的に合致し、適切な形で利用でき、かつ耐用年数が妥当であること。
- eラーニングや通信教育等において、教材が遠隔地の学生に郵送される場合は、教材が確実かつ信頼できる方法で届けられ、受領確認の手段が確保されていること。
- 教材がプログラム提供者あるいはインターネットその他の経路を通じて提供される場合、教学支援としての教材の質という点を勘案し、学位授与機関が定める一定の水準を満たしていること。
- 柔軟型・分散型の形式により提供される教育プログラムの目的及び意図される学習成果に関して、有効性や妥当性が維持されているかどうか、QAAが作成した実施規範第7編「教育課程の承認、監督、見直し」（2000年版）または関連の文書に照らして、定期的な評価が実施されていること。

*** * * 37ページ * * ***

B 3

受講希望者は、当該の柔軟型・分散型プログラムまたは学習の各要素において習得することが期待される内容について、また、自律性や協調性を必要とするといった学習の特徴や学習支援の範囲等について、具体的かつ現実的な説明を受ける必要がある。

B 4

学生は、以下の情報を入手できるものとする。

- 個別指導やオンライン会議など、予め予定されている学習支援活動のスケジュール
- 柔軟型・分散型プログラムや学習の各要素において現地または遠隔学習を通じて利用可能な、学習支援に関する具体的かつ最新の情報
- 学習者としての責任や、プログラムにおいて学位授与機関または学習支援組織の行う支援内容を明示した文書

B 5

学生は、以下の事項を確保できているものとする。

- 学習開始時点で、学習実績及び進級について具体的な指導を行うスタッフの現地の連絡先あるいは電子メール、電話、ファクス、住所等の情報
- 共同学習を促進し、プログラムの質保証への参加を促す機会として、学習者同士がプログラムについて定期的に議論できる場（必要に応じて）
- 参加したプログラムについて、正式に意見・感想を述べるための適切な機会

B 6

学位授与機関は、学習支援組織を通じて支援を行っているか否かを問わず、学生が以下の事項に対して信頼を持てるようにしなければならない。

- 柔軟型・分散型プログラムにおいて学習支援を行うスタッフが適切な技能を有し、十分な研修・教育を受けていること。
- 学習支援について、学習支援組織のスタッフによるものか、インターネットその他の手段を通じて提供されるものかを問わず、当該授与機関が自校の学習支援に求める水準を満たしていること。

B 7

学生は、以下の情報を入手できるものとする。

- 学習の達成状況の評価方法に関する情報や、評価全体におけるプログラムのユニット、モジュール、または構成要素の重み付けに関する情報
- 各学習者への具体的なフィードバックや指導の基礎として、また学位授与機関が総合的評価の水準を設定する根拠として、学習実績の形成的評価に関する情報

B 8

学位授与機関は、プログラム実施者または学習支援組織を通じてプログラムを提供しているか否かに関わらず、学生が以下の事項に対して確信を持てるようにしなければならない。

- 学生の答案・レポートが間違いなく学生本人のものであること。成績評価が他者に傍受されやすい遠隔通信によって実施される場合は特に留意する必要がある。
- 評価担当責任者が、提出された答案・レポートが学生本人により作成されたものであるという事実を確認する手段を有していること。成績評価が遠隔地で実施される場合は特に留意する必要がある。
- インターネット方式や遠隔通信など、学生の答案・レポートを評価担当者に直接送付する仕組みが安全であり、答案・レポートの受理を証明・確認する手段が確立されていること。

付録2：用語解説

共同教育プログラム及び柔軟型・分散型教育プログラムに関する多くの用語は、各機関または各国で様々な解釈・用法が存在しており、混乱を招く原因にもなっている。読者においては、当該プログラムに関する用語が本編でどのように使われているのか留意することが重要である。この点を明解にするべく、以下に用語解説を示した。なお、これらは単に用語を説明したものであり、記載されているいかなる機能、プロセス、仕組みについても、QAAの支持、承認、または反対を示唆するものではない。

高等教育指標 (Academic infrastructure) とは、QAAが英国高等教育界の協力を得て構築したものである。国内統一の規準として、優れた取組と学術的水準の両方を定義する上で役立つものである。また、実施場所・方法を問わず、学位授与に関するすべての活動に向けて作成されたものである。高等教育指標は、「実施規範」、「高等教育資格水準」（イングランド・ウェールズ・北アイルランドの統一水準。スコットランドでは独自の資格水準を策定）、専門分野別資格水準、及び教育課程要綱で構成される。これらの解説については後述する。

代理人 (Agent) とは、サービスの提供を通じて共同型または柔軟型・分散型のプログラムを円滑に実施するために、学位授与機関が採用した人物または組織を指す。

学位 (Award) とは、イングランド、ウェールズ、及び北アイルランドにおける高等教育資格水準またはスコットランド独自の資格水準に定義される英国高等教育の学位・資格のことである。

学位授与機関 (Awarding institution) とは、制定法・王室勅許・枢密院のいずれかによって授与権限を与えられた、または他の公認機関からライセンスを得て、学位、ディプロマ、修了証書、または単位を授与する大学その他の高等教育機関を指す。教育プログラムの受講によって取得できるのは、これら英国高等教育機関の学位である。

実施規範 (Code of practice) とは、QAAが発表した数編から成る文書であり、文書全体でQAAの会員である高等教育機関を指導・助言するための「高等教育の質及び水準保証のための実施規範」を構成している。

実施システム (Delivery system) とは、柔軟型・分散型プログラムを受講する学生に対する指導・情報の提供手段のことで、スタッフが直接提供する方法や、文書、インターネット、音声・画像リンク、録音・録画等のメディアを利用したもの等様々である。多くの柔軟型・分散型プログラムでは、それぞれの目的に適した方法が複合的に利用されている。主要な実施システムが機材の故障や公共サービスの不具合に対して脆弱である場合は、予備システムを備えておくことが望ましい。

*** * * 40ページ * * ***

デュアルディグリー (Dual award) とは、2以上の学位授与機関が共同でプログラムを実施し、各機関の学位を取得できるプログラムの実施体制を指す。

高等教育資格水準 (Framework for higher education qualifications: FHEQ) とは、イングランド、ウェールズ、及び北アイルランドの大学・カレッジが授与する高等教育の学位・資格を5段階のレベルに区分したものである。スコットランドでは、当該地域の大学・カレッジが授与する高等教育の学位・資格を6段階のレベルに区分しており、スコットランド単位・資格水準 (Scottish Credit and Qualifications Framework: SCQF) の一部となっている。各学位・資格の解説として、学生がこれらを取得する上で示すべき成果や到達内容のほか、取得の過程で身につけていることが期待される様々な能力の標準的な例を記述している。

ジョイントディグリー (Joint award) とは、2以上の学位授与機関が共同でプログラムを実施し、1つの学位を共同で授与するプログラムの実施体制を指す。

レベル (Level) とは、特定の高等教育学位に付随する要求、複雑性、研究の深さ、学習の自律性を示した幅広い指標のことである。英国高等教育学位のレベルについては、高等教育資格水準及びスコットランド単位・資格水準に記載されている。

協力団体 (Partner) とは、学位授与機関が連携協力のための協定書を締結する教育機関またはその他の団体・個人のことを指す。また、授与機関が柔軟型・分散型プログラムまたは学習支援業務を依頼する団体を指す用語としても用いられる。なお、関係諸機関の間に特定の法的関係があることは前提としていない。

(教育) プログラム (Programme (of study)) とは、在学生在が受講する承認済のカリキュラムのことを指す。プログラムは学際的である場合や、モジュールに沿って構成されることも

ある。本編では、共同型または柔軟型・分散型プログラムとして提供される教育を指す。こうした教育はプログラム全体の一部に過ぎないこともあるが、その場合は教育プログラムの**要素** (element) と表現している。

プログラム実施者 (Programme presenter) とは、学生にプログラムを提供する役割を担う組織を指す用語である。プログラム実施者は学位資格授与機関内部の組織であることが多いが、外部の組織の場合もある。教育プログラムは授与機関、またはプログラム実施者、授与機関が承認した別の組織、あるいは複数の組織が共同で企画することができるが、学位・資格の取得につながるプログラムを承認する最終的な責任は授与機関が負わなければならないという基本的指針があるため、ここでは「プログラム企画者 (Programme designer)」の定義は必要としない。

*** * * 41 ページ * * ***

職能団体・法定機関・監督機関 (Professional, statutory and regulatory bodies: PSRBs) とは、職業資格の取得要件に照らして特定のプログラムの認定、認可、または認証を行う組織のことを示す。なかには、プログラムを認定、認可、または認証する役割をもつ機関や、当該プログラムの学術的な質及び職業訓練的要素を判断する責任が法律上規定されている機関がある。

教育プログラム要綱 (Programme specifications) とは、プログラムの履修により取得することが期待される学習成果や、成果を達成するための教学方法、学習支援、成績評価に関する情報を簡潔に言明した公表資料のことである。また、プログラムを構成する各ユニットと学習の達成度との関連性についても示している。

質保証 (Quality assurance) とは、学位授与機関において、学生が当該機関または他の団体が定めた水準を達成するための環境を確実に整備し維持する手段のことを指す。

学習支援組織 (Support provider) とは、プログラムの受講生に対して学習支援を提供する役割を担う組織または個人のことを指す。学習支援の形態として、学位授与機関またはプログラム実施者が直接提供する場合もあるが、別の支援組織による場合もある。特に、学生が地理的に授与機関やプログラム実施者から離れた場所で学習している場合に、「現地」の学習支援組織から提供されることがある。

*** * * 42ページ * * ***

付録3：実施規範第2編 作業部会メンバー

パム・ブルトン	ダービー大学 質向上部長
スヴァヴァ・ビャルナソン	英連邦大学連盟 政策研究部長
ローズマリー・カーデル	ロンドン大学遠隔システム 教務管理・水準部長
ケイト・クラーク	オープン・ユニバーシティ バリデーション・サービス部長
アルドウィン・クーパー	グラモーガン大学 運営担当副学長
ピーター・イージー	グロースターシャー大学 副学長
フランシス・フォスター	バッキンガムシャー・チルターンズ・ユニバーシティ・カレッジ (高等教育カレッジ学長会議代表校) 事務局長
ルース・モワー	インタラクティブ大学 教務・学生支援部長
デレック・ポラード	大学検証評議会 会長
セブ・シュモラー	コンサルタント
ジョナサン・スラック	ビジネス・スクール協会 会長
デイヴィッド・アンウィン	ロンドン大学バーベック・カレッジ 名誉教授、前 英国eユニバーシティ・ワールドワイド社 学習プログラム部長
デイヴィッド・ウェブ	ノッティンガム・トレント大学 経済・社会科学部長 兼 学生部長
デイヴィッド・ヤング	英国大学協会 政策アドバイザー
ピーター・ウィリアムズ	高等教育質保証機構 (QAA) 機構長
デイヴィッド・バッキンガム	QAA アシスタント・ディレクター、エクセター大学教学支援担当アシスタント・ディレクター
キャロライン・キャンベル	QAA 国際担当アシスタント・ディレクター
ジル・クラーク	QAA アシスタント・ディレクター、ブリストル大学 教育支援部長

高等教育の質及び水準保証のための実施規範

第2編：共同教育プログラム及びeラーニング等の柔軟型・分散型学習 2004年9月改訂

日本語訳版

© National Institution for Academic Degrees and University Evaluation 2009

原典： Code of practice for the assurance of academic quality and standards in higher education
Section 2: Collaborative provision and flexible and distributed learning (including e-learning)
- September 2004
© Quality Assurance Agency for Higher Education 2004
Quality Assurance Agency for Higher Education
Southgate House
Southgate Street
Gloucester GL1 1UB
Tel: 01452 557000
Fax: 01452 557070
www.qaa.ac.uk

この資料は、高等教育質保証機構による英語原典を和訳したものです。翻訳内容についてのすべての責任は独立行政法人 大学評価・学位授与機構に帰属します。

This material has been translated from an English original published by the Quality Assurance Agency for Higher Education. We accept full responsibility for the accuracy of the translation.

翻訳： 独立行政法人大学評価・学位授与機構
評価事業部 評価企画・国際課
〒187-8587 東京都小平市学園西町 1-29-1
Tel: 042-307-1625
Fax: 042-307-1559
E-mail: kokusai@niad.ac.jp
URL: www.niad.ac.jp
